

協賛申込書

下記申込書に必要事項をご記入の上、ヨッテク運営事務局宛にFAXにてご返信ください。
 ヨッテクホームページからもお申し込みが可能です。

http://yotec.jp/for_exhibitor

下記の通り、ヨコハマ・ヒューマン&テクノランド2017への協賛を申込みます。

お申込み日

2017年 月 日

会社名・団体名	フリガナ			
業種・業態 <small>いづれかに○をつけてください</small>	メーカー・販売店・介護事業・NPO・個人事業・その他()			
代表責任者	フリガナ	部署	役職	
	氏名			
所在地・連絡先 <small>(※1)</small>	〒			
	TEL	FAX		
ご担当者	フリガナ	部署	役職	
	氏名			
	TEL	FAX		
	E-mail	ホームページ URL	http://	
	所在地	<small>上記(※1)と異なる場合のみ、ご記入ください。</small> 〒		
ご協賛金額 <small>(税込 消費税8%として表示) いづれかに○をつけてください</small>	<input type="checkbox"/> 特別協賛: ￥1,080,000- (4小間分<36㎡>をご用意します) <input type="checkbox"/> 協賛 A: ￥540,000- (2小間分<18㎡>をご用意します) <input type="checkbox"/> 協賛 B: ￥324,000- (1小間分<9㎡>をご用意します) <input type="checkbox"/> トライアル協賛: ￥108,000- (1mx3m<3㎡>をご用意します)			
出展希望商品 <small>商品パンフレット、画像などの資料があれば添付してください。E-mailでも受け付けます。</small>	希望順位	商品名	サイズ・重量	商品概要
	1			
	2			
	3			
連絡欄	-----			

※1 協賛金については、申込書受領後、請求書を発行いたしますので、原則として到着後1ヶ月以内にお振込願います。また、振込手数料は申込者負担にてお願い致します。

※2 電気・給排水・ガス・床工事等については、別途「出展の手引き」(後日送付)をご熟読後、申込書を提出していただきます。

ヨコハマ・ヒューマン&テクノランドに関するお問い合わせ・お申込みは・・・

横浜市総合リハビリテーションセンター 地域リハビリテーション部 研究開発課
 〒222-0035 横浜市港北区鳥山町1770
 TEL:045-473-0666(代表) FAX:045-473-1299 E-mail:yotec-kyosan@yokohama-rf.jp

事務局欄

受付者印 受付番号

--	--

協賛規約

●協賛に伴う出展権利の転賃などの禁止

協賛者は、自社分の出展権利を主催者の承諾無しに、転賃、売買、交換あるいは譲渡することはできません。

●共同協賛の取り扱い

2社以上の申込者が共同で協賛する場合、1社が代表して申込み、共同協賛する社名などを申込み時に主催者へ通知するものとします。

●協賛に伴う出展物等の設置及び撤去

協賛者は、主催者の定めたスケジュールに沿って、宣伝ブース内の装飾および出展物の搬入出を行わなければならないものとします。会期中の出展物の搬入・移動・搬出の際、協賛者は必ず主催者の承認を得た後、作業を行うこととします。

●展示場の使用

宣伝・営業活動は主催者が許諾した場所以外で行ってはならないものとします。各協賛者は、宣伝活動のために近辺の通路が混雑することがないように責任をもつものとします。

また、協賛者はいかなる場合でも隣接する協賛者の妨害となる方法で自社の宣伝ブースを建設しないことに同意するものとします。

隣接する宣伝ブースから苦情が出た場合、主催者がイベント運営上、宣伝ブースの変更を必要とするときは、当該宣伝ブースの協賛者はその変更に同意するものとします。装飾物などいかなるものも、割り当てられた床の範囲を超えてはならないものとします。主催者は、その音、操作方法、材料またはその他の理由から問題があると思われる装飾物・展示物、展示会の目的に沿わない展示物を禁止又は、撤去する権限を有するものとします。この権限は、人、物、行為、印刷物および主催者が問題ありと考える性質のすべてのものに及ぶものとします。

上記の制限または撤去の場合、主催者は協賛者に対しいかなる返金またはそれにかかる費用負担の責を負わないものとします。

●協賛者出展物の管理と免責

主催者は、出展物の管理・保全について、警備員を配置するなど事故防止に最善の注意を払いますが、あらゆる原因から生ずる損失または損害についてその責任を負いません。

●損害賠償

主催者は、協賛者の自己またはその代理人の不注意その他によって生じた、会場設備またはイベント建造物もしくは人身等に対する一切の損害についてその責任を負いません。

●イベントの中止

主催者はイベントが開催される土地建造物が入場に不適切となった場合、または正当な不可抗力原因により開催が妨害された場合は、その自身の判断によって会期を変更、もしくは開催を中止することがあります。

●協賛金支払方法

主催者は、協賛申込書を受領後、運営事務局より協賛金の請求書を協賛者に対し発行します。協賛者は請求書に記載された期日までに、主催者が指定する口座に銀行振込にて協賛金を日本円で支払うものとします。約束手形・小切手などのお取扱いはいたしません。

●フロアプランの決定

宣伝スペース・ブースの位置につきましては、申込み日及び協賛内容等を総合的に勘案の上、主催者側にて決定させていただきます。なお、協賛者の商品宣伝方法については事前に協議して決定させていただきます。

●協賛金お申込み

『協賛申込書』に必要事項をご記入の上、下記にFAXまたは郵送にて返信ください。

<ヨッテック運営事務局>

〒222-0035 神奈川県横浜市港北区鳥山町1770
横浜市総合リハビリテーションセンター
地域リハビリテーション部 研究開発課 内
TEL. 045-473-0666(代表) FAX. 045-473-1299
E-mail. yotec-kyosan@yokohama-rf.jp

ヨッテックホームページ(近日開設)からもお申込が可能です。
http://yotec.jp/for_exhibitor

●申込み締め切り

申込み締め切り日:2017年5月12日(金)

※協賛申込が予定数に達した場合は締め切りを繰り上げます。その場合、予告または通知をいたしませんので、あらかじめご了承願います。

●出展の変更または取り消し規定について

お申込み後、やむを得ず協賛を取り消す場合には下記のキャンセル料を承ります。キャンセルのご連絡は必ず書面にてお知らせください。書面の到着日を基準としてキャンセル料が算定されます。

2017年5月12日(金)まで……キャンセル料はかかりません
2017年5月13日(土)～7月14日(金)まで……協賛料の50%
2017年7月15日(土)以降……………協賛料の全額

●規定の遵守

協賛者は、主催者が定める一連の規約を本契約の一部とし、これを遵守することに同意するものとします。さらに協賛者は主催者の全ての規約を本イベントの利益保護のためと解釈し、その実行に協力するものとします。